平成26年9月自治行政局行政課

## 地方自治法施行令の一部を改正する政令案の概要

## 1 改正理由

先の通常国会で成立した地方自治法の一部を改正する法律(平成26年法律第42号)の一部の施行に伴い、新たな広域連携の制度の創設により必要となる事項を定める等所要の規定の整備を行うとともに、一般競争入札等の参加者の資格要件の変更を行うもの。

## 2 改正の概要

(1) 新たな広域連携の制度の創設関係

連携協約制度の創設に伴い、自治紛争処理委員による紛争の処理方策の提示の手続きに関する規定の整備を行う。

- (2) 一般競争入札等の参加者の資格要件の追加関係
  - 一般競争入札等に参加させることができない者として「暴力団員による不当な 行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げ る者」の追加等、一般競争入札等の参加者の資格要件に関し必要な規定を追加す る。
- ※ (1)は行政手続法(平成5年法律第88号)第4条第4項第6号に該当し、意見公募対象外。

## 3 施行日

平成26年11月1日に施行を予定

$\overline{}$
傍線
$\mathcal{O}$
部
分
は
改
正
部八
分

とき。	公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した	二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は	、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。	契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い	、また同様とする。	人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても	期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理	のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の	2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号	七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者	三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成三年法律第	二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者	ができない。	か、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させること	第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほ	(一般競争入札の参加者の資格)	改正案
とき。	公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した	二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は	件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。	一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物	、また同様とする。	人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても	期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理	のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の	2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号					び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。	か、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及	第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほ	(一般競争入札の参加者の資格)	現行

支配人その他の使用人として使用したとき。	七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できな一個の書きを除く。)の規定により一般競争入札に参加できな	面の青杉と攻急に慰為の事実に甚づき過大な頂で行ったとき。一六「契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代	五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。	実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。	四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の	げたとき。	三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨
支配人その他の使用人として使用したとき。いこととされている者を契系の締結又は契系の履行に当たり代理人	、 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できな一		五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。	実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。	四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の	げたとき。	三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨